

2024年9月

お客さま 各位

株式会社北海道銀行

仕向外国送金の事前予約制の開始について

平素より北海道銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

北海道銀行では、2024年10月1日（火）より、仕向外国送金にかかる窓口での事務手続きを事前予約制にて受付させていただきます。

当行にて仕向外国送金のご利用をご検討いただいているお客さまは、事前に来店予定店舗へご連絡のうえ来店のご予約をしていただき、ご予約日の当日に窓口へお越しくださいますようお願いいたします。

記

1. 事前予約制開始日

2024年10月1日（火）

2. 予約受付方法

予約方法	来店予定の店舗（※）へ直接電話もしくは来店にて予約
予約可能期間	ご連絡をいただいた日の2営業日後から2週間後まで
ご利用いただけるお客さま	当行に口座をお持ちのお客さま（個人・法人）

※ご送金の受付は「外国為替取扱店」でお取り扱いしております。お取り扱いのない店舗もございますのでご注意ください。

3. 事前予約制に関するご留意事項

- 本制度は、事前にご予約いただくことでお客さまをお待たせする時間を短縮し、ご来店時にスムーズなお手続きを可能とするものです。事前予約はお客さまの送金を確約するものではなく、ご送金の内容等によっては、来店時に送金の受付ができない場合もございますのでご了承ください。
- 原則、事前予約が必要となります。当日にご予約なしでご来店された際には受付ができない場合もございます。また、ご予約時間よりも15分以上遅れてご来店された際にはご予約をキャンセルさせていただきますのでご注意ください。
- 受付方法の変更によりお客さまにはご不便おかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくをお願いいたします。
- 仕向外国送金に関してのご留意事項は裏面に記載の事項をご確認くださいませようお願いいたします。

～外国送金取引の際のご留意事項～

- ・ 北海道銀行に口座をお持ちでないお客さまからのご依頼は受付できません。また、現金によるご送金はお取り扱いしておりません。
- ・ 口座をお持ちのお客さまでも、口座開設日、利用状況、送金原資などによりお取引をお断りする場合がございます。
- ・ 受付にあたっては、運転免許証など本人確認資料のご提出のほか、口座開設の目的やご職業等を申告いただく場合がございます。
- ・ 個人番号（マイナンバー）・法人番号の提出をお願いしております。
- ・ ご提出いただいた関係書類について、法令等（*）に関する確認ができない場合は、受付をお断りすることがありますので、ご了承ください。
- ・ 法令等（*）に関する確認のため、送金国・地域や送金目的・金額によっては契約書など送金にかかる関係書類のご提出や、受取人（法人）の実質的支配者のご申告をお願いする場合がございます。ご提出やご申告をいただけない場合は、お取引をお断りする場合がございます。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

* ① 外国為替及び外国貿易法

北海道銀行は「外国為替及び外国貿易法」にもとづく経済制裁措置の確実な実施のため、外為法第17条の規定により、お客さまのご送金取引が「貿易に関する支払規制」および「資金使途規制」等に該当しないことを確認させていただいております。

② 米国など諸外国の規制

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策、安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制はOFAC規制と呼ばれています。北海道銀行では、OFAC規制の他、諸外国の規制も確認しております。

③ その他

北海道銀行では上記の他、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（改正犯収法）、「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（AML/CFT ガイドライン）、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）などの法令にもとづいた確認等を行います。

以 上